

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和46年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月20日から同年9月1日まで

A社に昭和35年8月1日から勤務し、平成6年12月31日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間は、A社B支店から同社C支店に異動した時期であり、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された人事カード及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和46年8月20日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和46年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年4月15日、同資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年4月15日から20年8月16日まで  
申立期間は、A社B工場に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

A社の企業内学校であったC養成所が発行した証明書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同姓同名で、生年月日も一致する基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和18年4月15日、資格喪失日の記載無し）が確認できる。

また、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立人が同期入社で、同時期にC養成所に入所し一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、申立期間を含む昭和18年4月15日から20年8月30日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、申立人と同様に、当該事業所において18年4月15日に同保険の被保険者資格を取得している者で、申立人とほぼ同年齢の同僚4人が確認できるところ、回答を得られた3人のうち1人は、「申立人を知っている。申立人とは寮が同じであった。」と供述していることから、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、当該未統合の被保険者記録には、厚生年金保険の被保険者資格喪失日

が記載されていないものの、申立人から提出されたC養成所が発行した証明書により、申立人が当該養成所に昭和20年8月15日まで在籍していたことが確認できること、及び前述したとおり、申立人が一緒に勤務したとする同僚は、20年8月30日に当該事業所における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和18年4月15日、同資格喪失日は、申立人が保管する証明書により確認できる在籍最終日の翌日の20年8月16日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の未統合の被保険者記録から、20円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月29日から同年3月1日まで

申立期間は、A社B事業所から同社C事業所に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和35年3月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和35年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和45年12月に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、同保険料を納付したか否かについて確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を35年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の同保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和35年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月29日から同年3月1日まで

申立期間は、A社B事業所から同社本社（厚生年金保険の適用はA社C事業所）に異動になった時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び当該同僚の一人が保有する申立期間前後の職員名簿から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和35年3月1日にA社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和35年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は昭和45年12月に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、同保険料を納付したか否かについて確認することはできないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を35年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険



事務所は、申立人に係る同年2月の同保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月15日

申立期間について、A社から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書(賞与)により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書(賞与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月15日

申立期間について、A社から賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、正しい年金記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細書(賞与)により、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書(賞与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和40年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された退職者名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、A社C支店は、昭和40年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、適用事業所でなくなった時点の被保険者24人のうち22人が同社の他事業所へ異動したことが確認できるところ、同社C支店から同社B支店以外の事業所に異動した被保険者全員が、C支店の資格喪失日である同年2月28日と同日に資格取得していることから、同年2月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4737

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和40年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された退職証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、A社C支店は、昭和40年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、適用事業所でなくなった時点の被保険者24人のうち22人が同社の他事業所へ異動したことが確認できるところ、同社C支店から同社B支店以外の事業所に異動した被保険者全員が、C支店の資格喪失日である同年2月28日と同日に資格取得していることから、同年2月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和40年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、A社C支店は、昭和40年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、適用事業所でなくなった時点の被保険者24人のうち22人が同社の他事業所へ異動したことが確認できるところ、同社C支店から同社B支店以外の事業所に異動した被保険者全員が、C支店の資格喪失日である同年2月28日と同日に資格取得していることから、同年2月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とする



ことが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道国民年金 事案 2312

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

私は、昭和41年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、すぐに昭和40年度の国民年金保険料を納付した。その時に、それ以前の保険料を遡って納付できることを教えてもらい、同年4月中に市役所で申立期間の保険料をまとめて納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び申立人が所持する国民年金手帳(昭和41年4月6日発行)により、昭和41年3月頃に払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する領収証書により、申立人は、申立期間直後の昭和39年1月から同年3月までの期間及び昭和39年度の国民年金保険料を41年4月30日に過年度納付していることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時点で、納付が可能な期間の保険料を遡って納付したものと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、A市の被保険者名簿においても未納となっていることが確認できる上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月頃から 37 年 4 月頃まで  
申立期間は、A工場に勤務し、管理業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間中にA工場に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 45 年 12 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当時の取締役で、かつ、事務担当者であった者は、「当時、A工場では、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させておらず、従業員ごとに同保険に加入させる時期を判断していた。私自身も、採用から1年程度経過した後同保険に加入している。また、厚生年金保険に加入させていない期間については、給与から同保険料は控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、当時の同僚3人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該3人のうち1人については、厚生年金保険の加入記録が確認できない上、同保険の加入記録が確認できる他の二人のうち、生存及び所在が確認できた一人は、「採用当初に試用期間があり、その後に厚生年金保

険に加入した。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 5 月まで

申立期間は、A社B営業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社B営業所は、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているとともに、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、63 年 3 月に清算手続が終了していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しており、同社の事業の一部を引き継いでいるとするC社は、「当社は、昭和 62 年に設立されており、A社から資料等の引継ぎを受けていないため、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の同職種の同僚二人の名前を挙げていることから、当該二人に照会し、一人から回答が得られたところ、同人は、「私は、申立期間後にA社B営業所に採用されており、申立期間当時は、別の事業所に勤務していた。また、私と申立人は、申立期間後、申立人が他の会社に勤務していた時に知り合っており、A社で同僚だったことは無い。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた同僚 10 人（申立人が名前を挙げた同僚を除く。）に照会し、7人から回答が得られたものの、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることは

できなかった。

加えて、申立人に係る雇用保険受給資格者証（写し）によると、申立人は、昭和 56 年 8 月 31 日に、別の事業所を退職後、同年 9 月 9 日に求職の申込みを行い、待期期間及び給付制限期間の満了後、同年 10 月 16 日から 57 年 1 月 13 日までの期間について、同保険の求職者給付を受給していることが確認できる上、申立人は、当該事業所における同保険の加入記録が確認できない。

その上、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4741

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 1 月 1 日まで  
昭和 29 年から 34 年までの期間、A社に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の資料が保管されておらず、不明である。」と回答している上、当時の事業主は、生存及び所在が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 67 人のうち 9 人（申立人が名前を挙げた同僚 3 人を含む。）は、申立人と同様、一度、当該事業所における被保険者資格を喪失し、その 1 か月から 26 か月後に、再度、被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該 9 人のうち、生存及び所在が確認できた 4 人に照会し、回答が得られた二人は、「A社における厚生年金保険の加入記録が確認できない期間についても、同社に継続して勤務していた。」と供述しているものの、両人からは、厚生年金保険の加入記録が確認できない期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上述の同僚 9 人とは別に、当該事業所に係る被保険者名簿により、

申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた6人に照会し、一人から回答が得られたものの、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、いずれもオンライン記録と一致している上、同記録が訂正されているなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 北海道厚生年金 事案 4742 (旭川厚生年金事案 1011 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月 1 日から 61 年 12 月 9 日まで  
年金記録によると、昭和 51 年 9 月 1 日から 56 年 5 月 1 日までの期間及び 57 年 2 月 1 日から 61 年 12 月 9 日までの期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与より低く記録されていることから、記録を訂正してほしいと年金記録確認旭川地方第三者委員会 (当時) に申し立てたが、申立ては認められなかった。

今回、申立期間を昭和 57 年 2 月 1 日から 61 年 12 月 9 日までのみに変更した上で、当時の給与支給額が年金記録の標準報酬月額よりも高額であったことを示す資料として昭和 58 年度の所得証明書を提出するので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A社は、平成 21 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主に照会したものの回答を得られないことから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関連資料及び供述を得ることができないこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められないこと、iii) 申立期間当時、当該事業所の取締役で、経理事務を担当していたとする者は、「申立人は、A社の業務のほか、B社及びC社の管理業務も担当していた。このため、申立人の給与は、この3事業所で<sup>あん</sup>按分して支給し、申立人には、その主張どおり、月額 20 万円

ほどの給与を支給していた。しかし、申立人の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）に対し、給与の総支給額で届け出ておらず、A社で支給していた給与額のみを届けていたため、申立人の標準報酬月額は、給与の総支給額よりも低額となっている。また、申立人の厚生年金保険料の控除については、総支給額の20万円に相当する保険料を控除しておらず、社会保険事務所に届けた標準報酬月額に相当する保険料を控除していた。当時、申立人は、これらの事情について、承知していなかったと思う。」と回答していること等を理由として、既に年金記録確認旭川地方第三者委員会の決定に基づき、平成25年3月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間を変更した上で、申立期間当時の給与が標準報酬月額よりも高額であったことを示す資料として、昭和58年度の所得証明書を提出し、「標準報酬月額より高額な給与が支給されていたことは明らかであるので、再度、調査してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、当該所得証明書には社会保険料額が記載されておらず、昭和58年の給与総収入額及び給与総所得額のみが記載されており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことを確認することはできないことから、申立人の主張は、年金記録確認旭川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当該委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4743（函館厚生年金事案 75 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 39 年 4 月 1 日まで

昭和 38 年 9 月から A 社に正社員として勤務し、その後、関連会社に異動したが、厚生年金保険の加入記録は 39 年 4 月からとなっており、申立期間の同保険の加入記録が確認できない。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと年金記録確認函館地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、申立ては認められなかった。

しかし、社会保険事務所（当時）の事務処理に納得できず、当時のことを証言してくれる同僚もいるので、再度調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、申立期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いこと、ii) A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認したところ、当該事業所における申立人の被保険者資格取得日は昭和 39 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 5 月 9 日と記録されており、この記録以外に申立人の記録は無く、整理番号に欠番が無いこと、iii) 申立事業所のグループ企業である B 社の被保険者原票を確認したところ、同社における申立人の被保険者資格取得日は同年 4 月 27 日、資格喪失日は 42 年 7 月 26 日と記録されており、この記録以外に申立人の記録は無く、整理番号に欠番が無いこと、vi) 申立事業所のグループ企業である C 社の被保険者原票を確認したところ、当該事業所に申立人の記録は無く、整理番号に欠番が無いこと、v) 申立事業所及びグループ企業における同僚の供述から申立人が当該事業所に勤

務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することまではできず、申立期間における雇用保険の加入記録も無いこと等を理由として、既に年金記録確認函館地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年4月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立内容について証言してくれる者として、申立事業所の同僚、グループ企業の同僚及び当時の事情を知る取引先の職員の名前を挙げているが、申立事業所の同僚は既に死亡しており、グループ企業の同僚及び取引先の職員は、いずれも「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、申立人の具体的な勤務期間や申立人の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述している。

また、今回新たに、当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者5人に照会し、4人から回答が得られたものの、このうち、当時、当該事業所で社会保険事務を担当していた者は、「A社で申立人と一緒に働いた記憶が無い。」と供述している上、他の3人も「申立人のことは知らない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

そのほか、年金記録確認函館地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4744

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 21 日から同年 10 月 21 日まで  
平成 22 年 7 月 21 日に A 組合に入社したが、厚生年金保険の加入は、試用期間終了後の同年 10 月 21 日からとなっており、申立期間の同保険の加入記録が確認できない。  
勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 組合から提出された申立人のタイムカードの写しにより、申立人が申立期間において同組合に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は、平成 22 年 10 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、オンライン記録と一致している上、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時、採用した職員については、採用後 3 か月間を試用期間とし、厚生年金保険に加入させていなかった。また、その間の厚生年金保険料も控除していない。」と供述している。

また、当該事業所から提出された申立人の賃金台帳及び源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されておらず、保険料が控除されたのは、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成 22 年 10 月分の給与からであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4745 (旭川厚生年金事案 333 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が従前に比べ引き下げられているのはおかしいので、年金記録を訂正してほしいと第三者委員会に申し立てたが、認められなかった。

今回、新たな資料として、平成 22 年に年金事務所からもらった保険料に関する書面を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 9 月 30 日の後の同年 11 月 7 日付けで、申立人の標準報酬月額が 20 万円から 9 万 2,000 円に遡及して減額訂正されていることが確認できるところ、i) 商業・法人登記簿謄本によると、申立人は当該事業所の代表取締役であることが確認できる上、申立人は、社会保険関係の手続きは自分のみが行っていた旨供述していること、ii) 元従業員の供述によると、当該事業所は、社会保険料を滞納していた状況がうかがえること、iii) 申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないこと等を理由として、既に年金記録確認旭川地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 21 年 12 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、平成 22 年に年金事務所から入手したとする 3 年 12 月から 8 年 8 月までの当該事業所に係る保険料額及び被保険者数が記載された書面を提出し、減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したと主張しているが、この資料に記載されて

いる社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金）から申立人の申立期間に係る標準報酬月額を算出したところ、減額訂正後の9万2,000円と合致することが確認できる上、当該資料からは、申立人が当該減額訂正処理に関与していなかったことを確認することはできない。

また、申立人は、当該事業所が社会保険料を滞納していたことはないとしているが、年金事務所から提出された滞納処分執行停止整理簿によると、当該事業所に係る社会保険料等について、平成9年8月\*日に滞納処分の停止が行われ、10年10月\*日に不納欠損により納付義務が消滅した旨記載されており、当該事業所が社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は年金記録確認旭川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当該委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 20 日から 43 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで

A学校に昭和42年6月から45年9月まで臨時職員として継続して勤務していたが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A学校から提出された、旧職員名簿及びB教育委員会が作成した申立人に係る人事記録カードにより、申立人は、申立期間①及び②において、同学校に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の人事記録カードによると、申立期間①を含む昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 6 月 30 日までの期間及び申立期間②について、任用者が分かる「官公署」欄に「P. T. A」と記載されていることが確認できるところ、A学校は、「申立人の人事記録カードから判断すると、申立期間①を含む昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 6 月 30 日までの期間及び申立期間②は、P T A 団体に臨時雇用されていた期間と推認できる。当時の関係資料は残っていないが、当校では、P T A 団体会計で雇用された場合は、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。なお、申立人が、申立期間①より前の期間の一部について、「官公署」欄に「P. T. A」と記載されていながら、当校に係る厚生年金保険の加入記録があることについては、申立人はP T A 団体会計で臨時の日給制職員として雇用されたものの、当時は、40 年\*月の学校火災に伴う後始末で忙

しい時期であったことから、何らかの事情により、C県の了解を得た上で正規事務職員の代替要員として、一時的にB教育委員会の雇用に切替えとなったとしか考えられない。その後、申立期間①からは、本来のPTA団体の雇用に戻ったと思われる。」と回答しており、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、前述の旧職員名簿により、申立期間①及び②当時にA学校に勤務していたことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた者9人に照会し5人から回答が得られたところ、このうち、両申立期間当時に社会保険事務を担当していたとする者は、「当時の臨時職員（短期雇用人）やPTA団体会計での雇用人については、厚生年金保険は適用されていなかったと思う。」と供述しており、この供述は、前述の学校の回答と符合している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時、自身と同様の仕事内容であった同僚として二人の名前を挙げているが、このうちの一人は、A学校で同保険の被保険者であった形跡が無い上、回答が得られた一人も、「申立人と同じ仕事をしていたが、自分自身及び申立人の雇用先や厚生年金保険の取扱いについては何も分からない。」と供述しており、申立人の申立ての事実を裏付ける供述及び資料を得ることができなかった。

なお、事業所名簿及びオンライン記録によると、A学校のPTA団体が、厚生年金保険の適用事業所であった形跡は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。